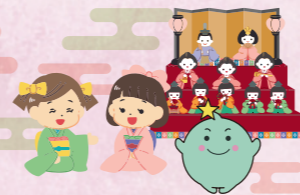


# 「京都いきいき働く医療機関認定制度」

～働きやすい働きがいのある職場として、「八幡中央病院」を新たに認定！～



当センターでは、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。  
職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。  
本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。  
令和8年2月4日(水)の京都いきいき働く医療機関認定審査会において、「八幡中央病院」が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として新たに認定されました。  
認定までには、病院において当センターによる実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ改善に向けてまずは宣言を！～

令和8年2月末日現在、105病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。  
宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関 (令和8年2月末日現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- |   |                     |                 |                    |
|---|---------------------|-----------------|--------------------|
| 1 京都リハビリテーション病院                           | 27 稲荷山武田病院          | 54 なぎ辻病院        | 81 西山病院            |
| 2 京都ルネス病院                                 | 28 京都博愛会病院          | 55 八幡中央病院       | 82 京都武田病院          |
| 3 京都田辺中央病院                                | 29 学研都市病院           | 56 市立福知山市民病院    | 83 堀川病院            |
| 4 京都田辺記念病院                                | 30 脳神経リハビリ北大路病院     | 57 田辺病院         | 84 吉祥院病院           |
| 5 精華町国民健康保険病院                             | 31 京都回生病院           | 58 蘇生会総合病院      | 85 日本バプテスト病院       |
| 6 京都九条病院                                  | 32 木津屋橋武田病院介護医療院    | 59 京都ならびがおか病院   | 86 千春会病院           |
| 7 介護医療院さいきょう                              | 33 嵯峨野病院            | 60 なごみの里病院      | 87 明治国際医療大学附属病院    |
| 8 シミズ病院                                   | 34 京都南西病院           | 61 富田病院         | 88 京都からすま病院        |
| 9 宇治脳卒中リハビリテーション病院                        | 35 十条武田リハビリテーション病院  | 62 綾部ルネス病院      | 89 京都済生会病院         |
| 10 宮津武田病院                                 | 36 北山武田病院           | 63 六地藏総合病院      | 90 京都大原記念病院        |
| 11 松ヶ崎記念病院介護医療院<br>(「介護医療院洛和ヴィラよつば」へ名称変更) | 37 賀茂病院             | 64 京都東山老年サナトリウム | 91 京都八幡病院          |
| 12 長岡病院                                   | 38 京都きづ川病院          | 65 金井病院         | 92 同志社山手病院         |
| 13 京都南病院                                  | 39 宇多野病院            | 66 京都鞍馬口医療センター  | 93 京都市立京北病院        |
| 14 新京都南病院                                 | 40 洛和会丸太町病院         | 67 介護医療院五木田病院   | 94 京都近衛リハビリテーション病院 |
| 15 京都民医連中央病院                              | 41 洛和会音羽病院          | 68 丹後中央病院       | 95 みのやま病院          |
| 16 もみじヶ丘病院                                | 42 洛和会音羽記念病院        | 69 愛生会山科病院      | 96 桃仁会病院           |
| 17 三菱京都病院                                 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 70 宇治病院         | 97 ムツミ病院介護医療院      |
| 18 吉川病院                                   | 44 洛和会東寺南病院(閉院)     | 71 京都桂病院        | 98 足立病院            |
| 19 宇治武田病院                                 | 45 身原病院             | 72 西陣病院         | 99 長岡京病院           |
| 20 京都久野病院                                 | 46 洛西シミズ病院          | 73 大島病院         | 100 京都協立病院         |
| 21 第二久野病院(「京都久野病院」と統合)                    | 47 洛西ニュータウン病院       | 74 むかいじま病院      | 101 太秦病院           |
| 22 いわくら病院                                 | 48 医仁会武田総合病院        | 75 市立舞鶴市民病院     | 102 中村病院           |
| 23 相馬病院                                   | 49 武田病院             | 76 渡辺病院         | 103 西京都病院          |
| 24 向日回生病院                                 | 50 伏見岡本病院(閉院)       | 77 京都民医連あすかい病院  | 104 くみやま岡本病院       |
| 25 亀岡シミズ病院                                | 51 京都岡本記念病院         | 78 洛北病院         | 105 伏見桃山総合病院       |
| 26 綾部市立病院                                 | 52 亀岡病院             | 79 南京都病院        |                    |
|   | 53 高雄病院             | 80 新河端病院        |                    |

相談内容など  
秘密は厳守します。

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分  
場所 COCON烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)

運営受託: 一般社団法人 京都私立病院協会

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News



March 2026. | Vol. 123

## 令和7年10月1日改正法施行に伴う、 育児・介護休業規定の改訂はお済みですか?

令和7年10月1日に育児・介護休業法が改正され、下記の「1. 柔軟な働き方を実現するための措置等」については就業規則等に規定することが義務となっています。  
本紙をご確認いただき、ご対応がお済みでない病院におかれましては、至急、就業規則の見直し等のご対応をお願い致します。

### 1 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務: 就業規則等の見直し

#### (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの**選択して講ずべき措置**の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- 労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- 事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

#### 選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

注: ②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

フルタイムでの  
柔軟な働き方

各選択肢の詳細

- ① 始業時刻等の変更: 次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)
  - フレックスタイム制
  - 始業または終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等: 一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等: 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与: 一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度: 一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

## (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。  
 ※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。 ③④は労働者が希望した場合のみ

**望ましい** ※家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも定期的に面談を行うこと

## 2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務:措置を講ずること

### (1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。 ③④は労働者が希望した場合のみ

**望ましい** ※意向聴取の時期は、①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施すること

### (2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

#### 具体的な配慮の例

- 勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- 業務量の調整
- 両立支援制度等の利用期間等の見直し
- 労働条件の見直し 等

**望ましい** ※子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること  
 ※ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること

## 2 月の活動内容

### 1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

### 2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

### 3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時産業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

### 4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

ご確認ください!

## 常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直し

令和7年  
4月1日施行

介護休業等の制度は、育児・介護休業法に定める介護休業等の対象となる家族の年齢に関わらず取得することができますが、現在の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」では、例えば子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しい場合があるとの指摘を受け、今般、同基準の見直しを行いました。新たな基準は以下のとおりです。

### NEW 常時介護を必要とする状態に関する判断基準

介護休業は対象家族(注1)であって2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあるもの(障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活に必要な便宜を供与する必要がある場合は含まない。)を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなります。ただし、この基準に厳密に従うことにとらわれて労働者の介護休業の取得が制限されてしまわないように、介護をしている労働者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう、事業主は柔軟に運用することが望まれます。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

- 項目①～⑫のうち、状態「2」が2つ以上または「3」が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。
- 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

項目	状態	1(注2)	2(注3)	3
① 座位保持(10分間一人で座ることができる)		自分で可	支えてもらえればできる(注4)	できない
② 歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)		つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③ 移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④ 水分・食事摂取(注5)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤ 排泄		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥ 衣類の着脱		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦ 意思の伝達		できる	ときどきできない	できない
⑧ 外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある(注6) NEW		ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨ 物を壊したり衣類を破くことがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある(注7)
⑩ 周囲の者が何らかの対応を取らなければならぬほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある(注8) NEW		ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑪ 医薬品又は医療機器の使用・管理 NEW		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫ 日常の意思決定(注9)		できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注10)	ほとんどできない

- (注1) 「対象家族」とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫をいうものであり、同居の有無は問わない。  
 (注2) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。  
 (注3) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。  
 (注4) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。  
 (注5) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。  
 (注6) 「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。  
 (注7) ③の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。  
 (注8) 「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状態(混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等)をいう。  
 (注9) 「⑫日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。  
 (注10) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、支援等を必要とすることをいう。